

第1節 平成24年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）

平成24年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）は、すべての市町村でいずれの指標においても早期健全化基準を下回った。

（1）実質赤字比率

いずれの市町村も赤字が発生しなかったため、比率に該当のある市町村はなかった。

（2）連結実質赤字比率

1団体において、国民健康保険事業特別会計の実質赤字額が、同会計以外の実質黒字額及び企業会計の資金剰余額の合計を上回ったため、比率に該当したが、早期健全化基準を大きく下回っている。他に比率に該当のある市町村はなかった。

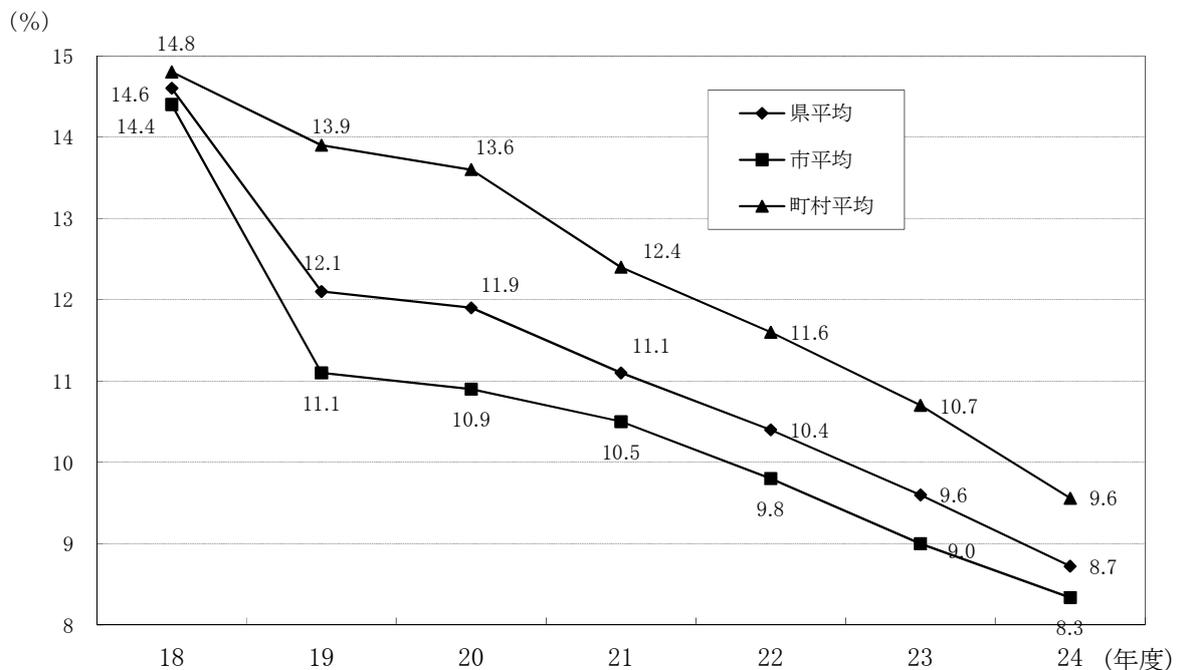
（3）実質公債費比率

早期健全化基準の25%を上回る市町村はなかった。

また、実質公債費比率（単純平均）は、前年度（9.6%）より0.9ポイント低下し、8.7%となった。

なお、地方債の発行に許可を要する18.0%以上の団体は、前年度と同数の2団体であった。

第19図 実質公債費比率の推移（単純平均）



第20表 段階別実質公債費比率の分布状況（団体数）

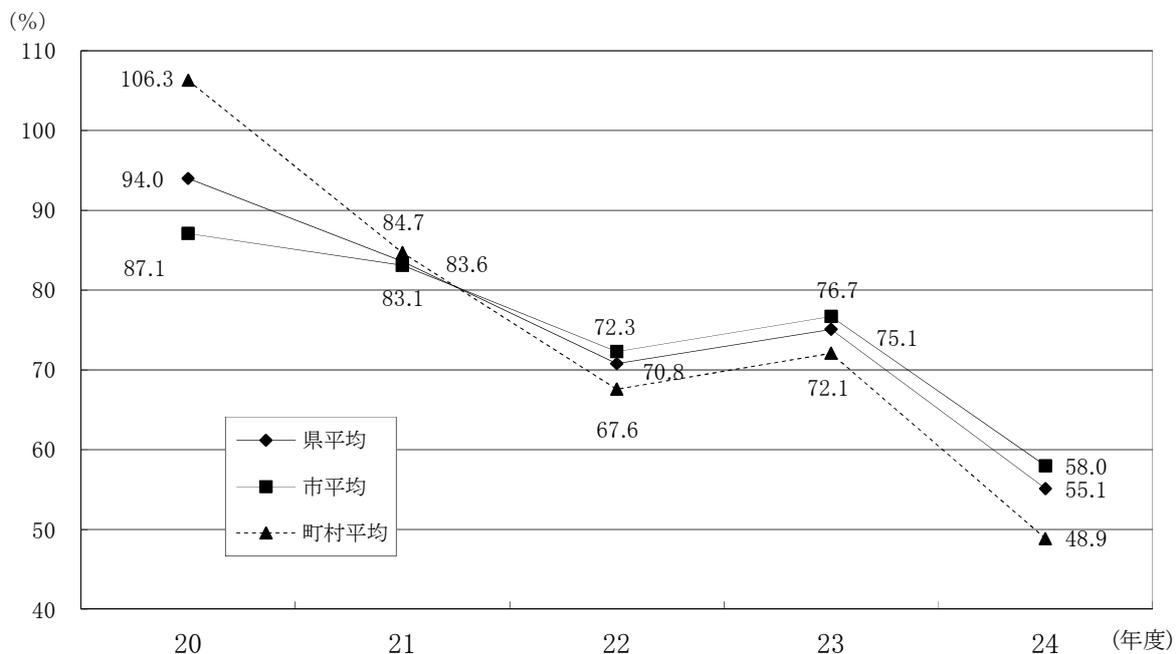
年度	比率									団体数
	8.0未満	8.0～ 10.0未 満	10.0～ 12.0未 満	12.0～ 14.0未 満	14.0～ 16.0未 満	16.0～ 18.0未 満	18.0～ 20.0未 満	20.0～ 25.0未 満	25.0以上	
18	1	6	7	14	10	7	4	7	0	56
19	8	8	12	10	7	5	4	2	0	56
20	9	11	8	12	7	3	3	3	0	56
21	14	7	10	11	6	4	0	2	0	54
22	17	4	18	6	5	2	0	2	0	54
23	18	11	14	3	5	1	0	2	0	54
24	19	19	6	6	1	1	1	1	0	54
23～24移動	1	8	△ 8	3	△ 4	0	1	△ 1	0	0

（4）将来負担比率

早期健全化基準の350%（政令市は400%）を上回る市町村はなかった。

54団体中53団体が200%未満の団体であり、46団体が100%未満となるなど、早期健全化基準を大きく下回っている団体が多い。

第20図 将来負担比率の推移（単純平均）



第21表 段階別将来負担比率の分布状況（団体数）

年度	比率									団体数
	該当なし	50未満	50～ 100未満	100～ 150未満	150～ 200未満	200～ 250未満	250～ 300未満	300～ 350未満	350以上	
20	4	13	13	17	5	3	0	1	0	56
21	4	13	17	14	4	1	0	1	0	54
22	6	15	19	9	3	1	1	0	0	54
23	9	13	22	7	2	0	1	0	0	54
24	11	15	20	4	3	0	1	0	0	54
23～24移動	2	2	△ 2	△ 3	1	0	0	0	0	0

(参考)

市町村財政の背景

決算の背景

ア 平成 24 年度の経済見通しと国の予算

(ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 24 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 23 年 12 月 22 日に閣議了解、24 年 1 月 24 日に閣議決定された。その主な内容は、以下のとおりである。

a 平成 23 年度の経済動向

東日本大震災により我が国の経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が 2 四半期続くなど、平成 23 年度は厳しい状況からのスタートとなった。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が、景気の持ち直しを緩やかなものにしていく。

こうした状況に対し、政府は累次の補正予算を編成し、復興への支援を図りつつ景気の下リスクに先手を打って対処してきている。復興需要を中心とする政策効果が景気を下支えすることから、景気は緩やかな持ち直しが続くものと見込まれる。

物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いている。消費者物価は 3 年連続の下落となる。

平成 23 年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台がマイナスであったことから、その後の景気の持ち直しにもかかわらずマイナス 0.1% 程度となる。国民の景気実感に近い名目成長率は、マイナス 1.9% 程度と見込まれる。

b 平成 24 年度の経済見通し

平成 24 年度の日本経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によって着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれ、国内需要が成長を主導する。

世界経済については、欧州政府債務危機を主因とする世界の金融資本市場の動揺が、各国政府等の協調した政策努力により安定化することを前提とすると、主要国経済は減速から持ち直しに転じていくと期待される。これは、我が国の輸出や生産にとって望ましい環境をもたらしていくと考えられる。

こうしたことから、我が国の景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価については、消費者物価上昇率は GDP ギャップの縮小等により 0.1% 程度になると見込まれる。GDP デフレーターは緩やかに下落する。完全失業率は、雇用者数の緩やかな増加から低下する。

こうした結果、平成 24 年度の国内総生産の実質成長率は 2.2% 程度、名目成長率は 2.0% 程度と、実質、名目ともプラスに転じる。

先行きのリスクとしては、欧州政府債務危機の深刻化等を背景とした海外経済の更なる下振れ、円高の進行やそれに伴う国内空洞化の加速、電力供給の制約等が挙げられる。

c 平成 24 年度の経済財政運営の基本的態度

東日本大震災からの復興に全力を尽くすとともに、欧州政府債務危機等による先行きリスクを踏まえ、景気の下振れの回避に万全を期す。デフレ脱却に断固として取り組み、全力を挙げて円高とデフレの悪循環を防ぐ。このため、政府は、日本銀行と一体となって、速やかに安定的な物価上昇を実現することを目指して取り組む。同時に、「日本再生の基本戦略」（平成 23 年 12 月 24 日閣議決定）の具体化を図るなど日本経済の再生に取り組み、中長期的に持続的な経済成長につなげる。

当面は、「円高への総合的対応策」（平成 23 年 10 月 21 日閣議決定）を含め、平成 23 年度第 3 次補正予算、第 4 次補正予算において措置した施策の迅速かつ着実な実行により、復興需要の早期発現に努めるとともに、円高等による景気の下振れリスクや産業空洞化リ

スク等に先手を打って対処する。

平成 24 年度予算については、「日本再生元年予算」と位置づけ、震災復興に引き続き最優先で取り組むとともに、「日本再生重点化措置」等を通じて我が国経済社会の再生に向けた取組を進める。

国際金融市場に危機の伝播リスクがあることに鑑みれば、財政健全化は、経済成長と並ぶ車の両輪として進めるべき必須の課題である。このため、社会保障・税一体改革を着実に実現するとともに、「財政運営戦略」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)の目標達成に向け、引き続き、財政健全化に取り組む。

(イ) 国の予算

政府は、平成 23 年 12 月 16 日に「平成 24 年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。その概要は以下のとおりである。

a 基本的な考え方

平成 24 年度予算を「日本再生元年予算」と位置付け、新成長戦略の実行の加速を中核に据えつつ、国家戦略会議における「日本再生の基本戦略」策定に向けた議論を踏まえ、日本再生重点化措置等も最大限活用しつつ、日本再生のための取組のスタートとして、新たな産業の創出を始め成長力の強化に尽力するとともに、雇用創出や人材育成等に戦略的に取り組む。また、極めて厳しい財政状況を克服するため、経済成長と財政健全化の両立を実現していく。

b 平成 24 年度予算の基本方針

平成 24 年度予算においては、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の 5 つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組む。あわせて、地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行う。

(a) 東日本大震災からの復興

① 被災地の経済社会の再生

日本再生の一丁目一番地は、東日本大震災の被災地の経済社会の再生である。被災地の方々が早期に復興を実感できるよう、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定)に基づき、平成 23 年度補正予算に引き続き、平成 24 年度予算においても震災復興に全力を挙げる。特に、平成 23 年度第 3 次補正予算に際して創設された東日本大震災復興交付金を一層活用して被災地が主体的に行う復興地域づくりの支援等を行う。

② 原発事故からの再生

「福島再生なくして、日本の再生なし」との考え方で、平成 23 年度補正予算に引き続き、平成 24 年度予算においても、被災者の支援に加え、放射性物質汚染廃棄物処理や土壌の除染等の取組を加速する。

(b) 日本再生重点化措置等を通じた経済分野のフロンティア開拓

平成 24 年度予算においては、「日本再生重点化措置」を最大限活用し、新たなフロンティア及び新成長戦略、教育・雇用等の人材育成、地域活性化、安心・安全社会の実現といった分野への投資に予算配分の重点化を図る。

(c) 分厚い中間層の復活に向けて

所得中位層に属する階層をかつての水準に回復させること等により、分厚い中間層を復活させることが必要である。そのためには、働く能力がある国民が全員参加できる社会の実現を目指すとともに、働く能力を育てる政策が必要であり、平成 24 年度予算において重点的に取り組む。

(d) 農林漁業の再生

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業の再生推進本部決定)に基づく 5 年間の行動計画の初年度として、競争力・体質強化を図り、若者が担う農業を目指して、農地の集約化、若者の新規就農を進め、6 次産業化を始め、若者が魅力を感じ、安心して創意工夫を生かせる農業への改革を推

進する。

(e) エネルギー・環境政策の再設計

「平成 24 年度エネルギー関連研究開発予算の策定の基本的な考え方」（平成 23 年 11 月 25 日エネルギー・環境会議決定）を踏まえ、省エネルギー対策を強化し、再生可能エネルギーの比率を高め、化石燃料のクリーン化、効率化に向けた研究開発予算等を重視する。

(f) 地域主権改革

地域主権改革は、地域のことは地域で決めるための重要な改革である。平成 23 年度予算に引き続き、平成 24 年度予算においても補助金等の一括交付金化を更に進め、対象事業の拡大、増額を図るとともに、都道府県に加え、政令指定都市に対象を拡大する。

(g) 既存予算の不断の見直し

平成 24 年度予算は、東日本大震災からの復旧・復興の足取りを確実なものとするために、国民に追加的な負担をお願いしつつ編成される予算であると同時に、社会保障・税一体改革を控えた予算であり、これまで以上の緊張感を持って、徹底した無駄の排除を進めていく。

c 財政運営戦略の着実な実現

(a) 新規国債発行額

平成 24 年度当初予算における新規国債発行額（償還財源の確保された復興債を除く）は、平成 23 年度当初予算の水準である約 44 兆円を上回らないものとするよう、全力を挙げる。

(b) 基礎的財政収支対象経費

平成 24 年度当初予算における基礎的財政収支対象経費については、中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）にのっとり、平成 23 年度当初予算の水準である約 71 兆円（年金差額分（基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 と 36.5% の差額をいう。） 2.6 兆円を除けば 68.4 兆円）を実質的に上回らないものとする。

平成 24 年度予算は、以上のような方針により編成され、平成 24 年 1 月 24 日に国会に提出され、4 月 5 日に成立した。

これによると、平成 24 年度の一般会計予算の規模は 90 兆 3,339 億円で、前年度当初予算と比べると 2 兆 777 億円減少（2.2%減）となっており、基礎的財政収支対象経費は 68 兆 3,897 億円で、前年度当初予算と比べると 2 兆 4,728 億円減少（3.5%減）となった。なお、公債の発行予定額は 44 兆 2,440 億円で、前年度当初発行予定額と比べると 540 億円減少（0.1%減）となっており、公債依存度は 47.6%（基礎年金国庫負担 2 分の 1 ベース）となった。

また、東日本大震災復興特別会計予算の規模は 3 兆 7,754 億円となった。歳入については、復興特別税 5,305 億円、一般会計からの繰入 5,507 億円、復興債 2 兆 6,823 億円等となっている。歳出については、東日本大震災復興経費 3 兆 2,500 億円、東日本大震災復興予備費 4,000 億円等となっている。主な東日本大震災復興経費として、災害救助等関係経費 762 億円、災害廃棄物処理事業費 3,442 億円、公共事業等の追加 5,091 億円、災害関連融資関係経費 1,210 億円、東日本大震災復興交付金 2,868 億円、除染や汚染廃棄物処理等の原子力災害復興関係経費 4,811 億円、全国防災対策費 4,827 億円等にあわせて、震災復興特別交付税の財源として地方交付税交付金 5,490 億円が計上された。

なお、財政投融资計画の規模は 17 兆 6,482 億円で、前年度計画額と比べると 2 兆 7,423 億円増加（18.4%増）となった。

イ 地方財政計画

平成 24 年度においては、被災団体が東日本大震災からの復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の財政運営に影響を及ぼすことがないよう、地方公共団体の歳入歳出総額の見込額の策定に当たっては、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとした。

通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、地域経済の基盤強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、「財政運営戦略」に基づき定める「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」に沿って、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成 23 年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 24 年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

(ア) 通常収支分

a 地方税制については、地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していく。平成 24 年度税制改正では、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入、固定資産税等の負担調整措置のうち住宅用地に係る据置特例の見直し及び自動車取得税における「エコカー減税」の重点化を図るほか、「福島復興再生特別措置法」（平成 24 年法律第 29 号）の策定に伴う新たな税制上の支援策等を講じる。

b 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。

(a) 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発、別枠加算等に加えて、新たに平成 24 年度から平成 26 年度まで行うこととする地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用により対処することとした残余については、平成 23 年度に講じた平成 25 年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

(b) これに基づき、平成 24 年度の財源不足見込額 13 兆 6,846 億円については、次により補填する。

① 地方交付税については、国の一般会計加算により 5 兆 8,613 億円（うち「地方交付税法」（昭和 25 年法律第 211 号）附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 867 億円、同条第 3 項の加算額 2,150 億円、同条第 4 項の加算額 6,235 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項（2）に定める平成 24 年度における「乖離是正分加算額」500 億円、地方の財源不足の状況を踏まえた別枠の加算額 1 兆 500 億円及び臨時財政対策特例加算額 3 兆 8,361 億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金 5,200 億円を活用するとともに、「地方公共団体金融機構法」（平成 19 年法律第 64 号）附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 3,500 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

② 「地方財政法」第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 6 兆 1,333 億円発行する。

③ 建設地方債（財源対策債）を 8,200 億円増発する。

(c) 上記の結果、平成 24 年度の地方交付税については、17 兆 4,545 億円（前年度比 811 億円、0.5%増）を確保する。

(d) 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」（平成 19 年法律第

- 23号) 附則第4条第1項に基づき、1,000億円の償還を実施する。
- (e) なお、平成4年度までの国庫補助負担率の引下げ措置(投資的経費)に伴い一般会計から交付税特別会計に繰入れを予定していた額等644億円については、法律の定めるところにより平成30年度以降の地方交付税の総額に加算する。
- c 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権改革を推進し、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- d 地域主権改革に沿って、地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- (a) 「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」について、一定の縮減を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理・統合し、歴史的円高等の地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠(1,750億円)を含めて1兆4,950億円を計上する。
- (b) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し3.6%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- (c) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- (d) 消防力の充実、防災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- (e) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- e 平成24年度までの3年間で1.1兆円規模の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。
- f 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。
- g 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き自主的な改革を推進する。

(イ) 東日本大震災分

a 復旧・復興事業

- (a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、6,855億円を確保する。
- ① 直轄・補助事業に係る地方負担分 3,384億円
 - ② 地方単独事業分 2,200億円
 - ③ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分 1,271億円
- (b) 地方債については、東日本大震災復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
- (c) 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び「地方税法」(昭和25年法律第226号)等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費を計上する。

b 緊急防災・減災事業

- (a) 平成 24 年度については、平成 25 年度から平成 35 年度までの地方税の臨時的な税制上の措置による地方税の増収が見込めないため、一般財源充当分として 96 億円を計上する。
- (b) 地方債については、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等の事業を推進するため、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
- (c) 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費、地方単独事業費等について、所要の事業費を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成 24 年度の地方財政計画（平成 24 年 1 月 31 日閣議決定、同日国会に提出）の規模は、通常収支分は 81 兆 8,647 億円で、前年度と比べると 6,407 億円減少（0.8%減）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 1 兆 7,788 億円、緊急防災・減災事業が 6,329 億円となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は 33 兆 6,569 億円で、前年度と比べると 2,532 億円増加（0.8%増）（道府県税 2.6%増、市町村税 0.5%減）、地方譲与税は 2 兆 2,615 億円で、前年度と比べると 866 億円増加（4.0%増）、地方特例交付金は 1,275 億円で、前年度と比べると 2,602 億円減少（67.1%減）、地方交付税は 17 兆 4,545 億円で、前年度と比べると 811 億円増加（0.5%増）、国庫支出金は 11 兆 7,604 億円で、前年度と比べると 4,141 億円減少（3.4%減）、地方債（普通会計分）は 11 兆 1,654 億円で、前年度と比べると 3,118 億円減少（2.7%減）となった。

一方歳出では、給与関係経費は 20 兆 9,760 億円で、前年度と比べると 2,934 億円減少（1.4%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、10,908 人の純減としている。一般行政経費は 31 兆 1,406 億円で、前年度と比べると 3,180 億円増加（1.0%増）となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は 13 兆 8,095 億円で、前年度と比べると 506 億円減少（0.4%減）となった。公債費は 13 兆 790 億円で、前年度と比べると 1,633 億円減少（1.2%減）、投資的経費は 10 兆 8,984 億円で、前年度と比べると 4,048 億円減少（3.6%減）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は 5 兆 1,630 億円で、前年度と比べると 1,928 億円減少（3.6%減）となった。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は 6,855 億円、国庫支出金は 1 兆 772 億円、地方債（普通会計分）は 127 億円などとなった。歳出では、一般行政経費は 9,496 億円（うち地方単独事業費 2,691 億円）、投資的経費は 8,091 億円（うち地方単独事業費 700 億円）などとなった。

東日本大震災分（緊急防災・減災事業）についてみると、歳入では、国庫支出金は 2,059 億円、地方債（普通会計分）は 4,173 億円などとなった。歳出では、一般行政経費は 120 億円（うち地方単独事業費 50 億円）、投資的経費は 5,743 億円（うち地方単独事業費 1,350 億円）などとなった。

なお、平成 24 年度の地方債計画の規模は、通常収支対応分が 13 兆 5,396 億円（普通会計分 11 兆 1,654 億円、公営企業会計等分 2 兆 3,742 億円）で、前年度と比べて 1,944 億円減少（1.4%減）となり、東日本大震災に関連する事業分は、復旧・復興事業が 359 億円（普通会計分 127 億円、公営企業会計等分 232 億円）、緊急防災・減災事業が 4,546 億円（普通会計分 4,173 億円、公営企業会計等分 373 億円）となった。

ウ 財政運営の経過

(ア) 平成 24 年度一般会計の予備費等の使用（第一弾）

a 平成 24 年度一般会計の予備費等の使用（第一弾）

平成 24 年 10 月 17 日付け内閣総理大臣指示に基づき、平成 24 年度一般会計の予備費（232 億円）及び経済危機対応・地域活性化予備費（2,490 億円）並びに東日本大震災復興特別会計予備費（1,203 億円）の使用が平成 24 年 10 月 26 日に閣議決定された。

b 平成 24 年度一般会計の予備費等に係る地方財政措置

平成 24 年度一般会計の予備費等の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては次のとおり地方財政措置を講じた。

(a) 一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費に係る財政措置

国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用により追加されることとなる災害復旧事業及び公立学校施設の老朽化対策事業等投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の 100%まで地方債を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について以下のとおり地方交付税により措置する。

① 災害復旧事業債

災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

② その他

上記①以外については、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

(b) 東日本大震災復興特別会計予備費に係る財政措置

国の東日本大震災復興特別会計予備費の使用により追加されることとなる中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に必要な経費に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額を措置する。

(イ) 平成 24 年度一般会計の予備費等の使用（第二弾）

a 平成 24 年度一般会計の予備費等の使用（第二弾）

平成 24 年 11 月 16 日付け内閣総理大臣指示に基づき、経済対策の第二弾として、平成 24 年度一般会計の予備費（870 億円）及び経済危機対応・地域活性化予備費（6,610 億円）並びに東日本大震災復興特別会計予備費（2,193 億円）の使用が平成 24 年 11 月 30 日に閣議決定された。

b 平成 24 年度一般会計の予備費等に係る地方財政措置

平成 24 年度一般会計の予備費等の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては次のとおり地方財政措置を講じた。

(a) 一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費に係る財政措置

① 一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用により追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の 100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

ただし、災害復旧事業債及び一般補助施設整備等事業債（出資金・貸付金（チッソ分））については、通常どおりの扱いとする。

② 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,700 億円）の一部により対応する。

(b) 東日本大震災復興特別会計予備費に係る財政措置

東日本大震災復興特別会計予備費の使用により追加されることとなる事業に係る地方負担額については、以下のとおり財政措置を講じる。

① 災害救助費等負担金事業に必要な経費に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額を措置する。

② 学校施設環境改善交付金事業に必要な経費に係る地方負担額については、その 100%まで地方債（緊急防災・減災事業（補助・直轄））を充当できることとし、後年度における元利償還金の 80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

③ 災害援護貸付金事業に必要な経費に係る地方負担額については、その 100%まで資金手当のための地方債（一般事業債）を充当できる。

(ウ) 平成 24 年度補正予算 (第 1 号)

a 補正予算 (第 1 号)

平成 24 年 12 月に発足した新内閣による 12 月 26 日及び 12 月 27 日の閣議において、内閣総理大臣から、「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算の編成について」及び「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算の編成方針等について」発言があり、緊急経済対策を早急に策定することとされたことを受け、25 年 1 月 11 日に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(以下「緊急経済対策」という。)が閣議決定された。これを踏まえ、平成 24 年度補正予算(第 1 号)は、平成 25 年 1 月 15 日に閣議決定、1 月 31 日に国会に提出され、2 月 26 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「緊急経済対策」に沿って、事前防災・減災等関連経費 2 兆 2,005 億円、成長による富の創出関連経費 2 兆 6,924 億円、暮らしの安心・地域活性化関連経費 3 兆 1,017 億円等を追加計上するほか、既定経費の減額 1 兆 7,322 億円等の修正減少額が計上された。

また、歳入面で、税収 2,610 億円、税外収入 1,495 億円、公債金 5 兆 2,210 億円、前年度剰余金受入 1 兆 9,870 億円等が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 24 年度当初予算に対し、10 兆 2,027 億円増加し、100 兆 5,366 億円となった。

b 補正予算(第 1 号)に係る地方財政措置等

(a) 通常収支分

この補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じること、また、平成 24 年度の普通交付税の執行抑制に伴い追加的な財政需要が生じたこと等から、以下のとおり地方財政措置を講じた。

① 地方交付税

- ・補正予算(第 1 号)において、「地方交付税法」第 6 条第 2 項の規定に基づき増額される平成 24 年度分の地方交付税の額 2,906 億円(平成 23 年度精算分 2,244 億円、平成 24 年度国税五税の自然増に伴うもの 662 億円)については、平成 24 年度において普通交付税の調整額の復活に要する額 707 億円を交付することとしたうえで、残余の額 2,199 億円について平成 25 年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。
- ・「9 月以降の一般会計の執行について」(平成 24 年 9 月 7 日閣議決定)に基づき、平成 24 年 9 月に交付すべき普通交付税について月割りの交付を行ったことに伴い道府県において生じた追加的な金利負担に対応するため、平成 24 年度分の地方交付税の総額に 0.5 億円を加算し、その全額を特例として特別交付税とする措置を講じる。

② 追加の財政需要

- ・補正予算(第 1 号)により平成 24 年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の 100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 50%(当初における地方負担額に対する算入率が 50%を超えるものについては当初の算入率)を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置する。
- ・地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,700 億円)の一部により対応する。

③ 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)

緊急経済対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し緊急経済対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図る「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」を交付する。

地域の元気臨時交付金の総額は、補正予算（第1号）に計上された公共事業及び施設費（以下「公共事業等」という。）の地方負担総額の8割に相当する額として1兆3,980億円とされている。

各地方公共団体への交付限度額は、補正予算（第1号）に計上された公共事業等の地方負担額等に応じて算定される。なお、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数により調整を行うこととされており、最も財政力の弱い団体で地方負担額の9割程度となるよう算定される。

地域の元気臨時交付金の充当対象は、各地方公共団体が策定する地域の元気臨時交付金に係る実施計画に掲載された事業のうち、地方単独事業の所要経費（「地方財政法」第5条第5号等に掲げる場合に該当し、地方債を財源とすることができる経費に限る。）、建設公債の対象となる国庫補助事業（法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限る。）の地方負担分等とされており、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される。

(b) 東日本大震災分

① 震災復興特別交付税

津波による被災地域において安定的な生活基盤（住まい）の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、平成24年度分の震災復興特別交付税の総額に1,047億円を加算する。

また、上記のほか、東日本大震災に係る復旧・復興事業に必要な経費に係る地方負担額については、平成24年度分の震災復興特別交付税の総額に167億円を加算したうえで全額を措置する。

② 震災復興特別交付税の対象とならない経費（全国防災対策費）に係る地方負担額については、その100%まで地方債（緊急防災・減災事業（補助・直轄））を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

以上に掲げる措置を講じる等のための「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年2月26日に成立した（平成25年法律第1号）。